

諸機関労務協約に関する事項

日米行政協定下においては、在日合衆国軍歳出外資金諸機関の労務需要は、直接雇用により充足されていたが、日米地位協定の発効に伴い、同協定第12条4の規定により日本国政府による間接雇用によることとなったので、その間接雇用の協約を締結するため、対米折衝を重ねた結果、当該協約に関する次の指針につき日米間の合意をみ、昭和35年（1960年）9月の日米合同委員会の承認を得た。

1. 諸機関間接雇用の協約についての交渉は、日本国政府を代表する調達庁の小里玲氏と合衆国を代表するJ・R・グローブス大佐との間において行うものとし、その指針は、次の原則による。
 - (1) 諸機関間接雇用の協約は、別個・独立の協約によるものとし、間接雇用への切替えに当たって当面する諸問題は、当該協約に適切な規定を設けて解決する。
 - (2) 退職手当の計算については、原則として間接雇用への切替え前の勤務期間を通算し、切替えに際して退職手当を支給しない。
 - (3) 間接雇用への切替えは、従来 of 労働条件を不利に変更することを意図するものではない。
 - (4) 日本国の労働法規の許す範囲において、パートタイム及びスプリットシフトの勤務制度を設ける。
2. 諸機関間接雇用の協約は、日米合同委員会の承認を得て、効力を生ずるものとする。以上の指針に基づき、日米間で協議が行われ、昭和36年（1961年）11月の日米合同委員会の承認を得て、同年12月現行の諸機関労働協約の発効をみたものである。